

保険・年金

国民健康保険(国保)加入者が他の健康保険へ加入した場合は届出をお忘れなく

国保加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に区役所2階②番国民健康保険課、区民事務所・同分室(地区センターを除く)で国保をやめる手続きをしてください。

届出により保険料が変更となる場合は、後日世帯主あてに保険料変更通知書を送付します。

必要なもの 職場の健康保険証と台東区の国民健康保険証(いずれも保険証が変わる方全員分)、マイナンバーが分かるもの(通知カード等)

郵送でも受け付けます

希望者には、必要書類を送りますので左記へお問合せください。

保険証利用にご注意ください

職場の健康保険は保険証に記載されている「資格取得年月日」または「扶養認定年月日」から有効です。誤って区の国民健康保険証を使った場合、区が負担した医療費(総医療費の7.9割分)を後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ 国民健康保険課資格係 (区役所2階②番) (5246) 12522

交通事故などに遭ったとき(後期高齢者医療制度)

交通事故など第三者から受けつけたけがなどの医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を

除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故(自損事故含む)に遭った方、左記問合せ先へ必ずご連絡ください。担当者が事故の状況などを伺った上で、届出に必要な書類(被害届など)をご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係 (5246) 12554

外国籍の方は国民健康保険の有効期限にご注意ください

外国籍の方が世帯主の場合、保険証の有効期限は、原則として世帯主の在留期限の月末となります。

新たに在留資格が認められ、在留カードまたは特別永住者証明書が交付された方に対しては、随時有効期限を更新した保険証を郵送してきます。在留許可の更新が遅れていて、保険証の有効期限が切れてしまった方は、パスポートや在留カードなどでご更新中の確認が取れば、保険証の有効期限を2か月延長することがあります。

※詳しくは左記へ

問合せ 国民健康保険課資格係 (区役所2階②番) (5246) 12522

国民健康保険加入者の皆さんへ「日帰り」国保温泉センターの割引利用券を差し上げます

東京都国民健康保険団体連合会では、国民健康保険加入者を対象

に、日帰り契約温泉施設「国保温泉センター」を開設しています。

Table with 4 columns: 施設名, 場所電話番号, 交通, 利用料金(割引料金)

問合せ 国民健康保険課 (5246) 12551

割引利用券配布場所 区役所2階③番国民健康保険課・1階戸籍住民サービス課、区民事務所・同分室、地区センター

開設期間 31年3月31日まで(右表①②は月曜日休館・祝日の場合は翌日、③は3.6.9.12月の第2水曜日休館、④は第3火曜日休館、祝日の場合は翌日)

問合せ 国民健康保険課 (5246) 12551

住宅 まちづくり

建築物の耐震化助成 昭和56年以前に建てられた住宅や建築物を対象に、耐震診断等の助成を行っています。

耐震診断(1)②③は補強設計を含む (1)木造住宅は費用の全額(上

限15万円) (2)木造以外の住宅は費用の2分の1(上限50万円) (3)住宅以外の建築物等は費用の10分の8(上限15万円)

木造住宅の補強設計 費用の2分の1(上限6万円)

住宅の耐震改修工事助成 重点地域内は費用の3分の2(上限200万円)、その他の地域は費用の2分の1(上限150万円)

重点地域については、左記へお問合せください。2段階に分けての改修工事も助成します。

耐震診断の結果が一定基準に満たない住宅・建築物を対象

問合せ 建築課 (5246) 13335

マンションの耐震化助成

区では、昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受けた分譲・賃貸マンションに対し、耐震アドバイザー派遣・耐震診断・補強設計・耐震改修工事にかかる費用の一部を助成しています。

助成対象者 分譲マンションの管理組合または管理組合法人・賃貸マンション所有者(個人・中小企業者)

助成額 耐震アドバイザー派遣 1回の派遣につき2万円以内

耐震診断・補強設計・耐震改修工事 助成対象費用の2分の1(延べ面積に応じて限度額あり)

※耐震改修工事費用の借入金に対する一部利子補給制度あり(利子補給率最大1.0%、利子補給期間7年、対象融資限度額5千万円、要件あり)

※詳しくは左記へ

問合せ 耐震アドバイザー派遣 (5246) 13366

工事・利子補給制度については住宅課 (5246) 14608

都営住宅入居者募集(東都営公募)

募集住宅 家族向・単身者向等(抽せん方式)

申込書配布期間 5月7日(月)~15日(火)(開庁日を除く)

申込書配布場所 区役所1階戸籍住民サービス課・同5階⑩番地区センター(東京都住宅供給公社ホームページからダウンロード可)

申込み・問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター (3498) 88994

問合せ テレホンサービス (6418) 5571

台東区内での申込書配布場所については、台東区住宅課 (5246) 13607

地域のまちづくりを進めるために専門家を派遣しています

区内で建築物の共同化やまちづくりルールの作成など、市街地整備の取り組みを行う団体に対し、専門家(まちづくり相談員)を派遣しています。また、まちづくり活動を始める初期期の取り組み(勉強会、地域の課題・目的の整理、団体の活動方針の決定、組織体制の整備など)に対する派遣も行っています。

対象 まちづくりを目的として、複数の区民により設置されたまちづくり団体または、まちづくりを始める初期期のまちづくり団体

※この他、まちづくり活動推進団体に対する助成あり、詳しくは左記へ

問合せ まちづくり推進課 (5246) 13608

無料公衆無線LAN「Taito Free Wi-Fi」を利用できる場所が増えます。観光客などの来街者に対する「おもてなし」や、災害時における情報通信手段として、無線のインターネット環境(フリーWi-Fi)を提供しています。4月から、区で整備した10か所の観光案内板と、東武浅草駅前ウェルカムボードでも使えるようになりました。

Table with 2 columns: 種類, 主な配信情報

「たいとうメールマガジン」を配信しています。パソコンやスマートフォン・携帯電話などのメールアドレスを登録することで、区の情報をメールで受け取ることができます。

金婚 おめでとうございます。大橋信夫・スイ(橋場)・山本勉・孝子(入谷)・粕谷明雄・美智子(松が谷) 金婚は結婚50周年(ダイヤモンド婚は60周年)を迎えたご夫婦で、1月までに申請した方を (5246) 12221